

定...とも...の家族...
通電などの拷問を加え、殺害したこ
とが裁判で認定された。殺害行為や
遺体の解体に被害者を加担させて仲
間同士の恐怖心をあおり、マインド
コントロールした手法が社会に衝撃
を与えた。2002年、監禁された
少女がマンションから脱出して事件
が発覚した。
番組は9歳で警察に保護された夫
婦の長男の人生を本人の証言から描
いた。男性は、両親が被害者に拷問
送される予定だ。

さみ、施設を飛び出して住所不定と
なって高校を退学。職を転々とする
生活を送ったことも語っており、加
害者の家族に対する社会の冷たさが
浮き彫りになった。
日曜午後の番組だったが前編放送
後から反響を呼び、後編は視聴率10
・0%(ビデオリサーチ調べ)を記
録。再編集された番組が今月15日午
後9時からフジテレビ系列で全国放
送される予定だ。



加害者夫婦の長男にインタ
ビューした「ザ・ノンフィク
ション」の一場面。顔にモザ
イクをかけた。胸から下
を映した。フジテレビ提供

「声が高まる可能性があるが、それらは公共からの決別に他ならない。はかない抵抗であった「支払わない自由」を奪われることで、放送番組に対して異議申し立てをする機会は事実上失われることになる。本来なら、視聴者代表である経営委員会や、国民の代表である国会による予算承認権が、政治家の「道具」に利用されている実態の中で、司法から「みんなで支えるように」と諭されても、素直に従う気持ちになれないだろう。

本人の顔や名前は出さず、「声だけ」を条件に番組制作を決めました。ただ、番組が成立するかどうかは、正直なところ一か八か。視聴者層を特定しない直球勝負にしていたんですね。

「私自身、その撮影を始めたわす。ただ、この議論の対象になりました。よくこの手の...は、役者を使...るので、今...きだ」という強...えようとす...

押し付けられた「公共」

NHK受信料「合憲」判決

6日のNHK受信料をめぐる最高裁判決は、現行の徴収方法を追認する内容で、経営陣は少なくとも表向きは胸をなでおろしているだろう。だが、実はNHKにとって厳しい判決だった。なぜなら、私たち契約者もNHK自身にとっても、司法から「公共」なるものを押し付けられた形になったからだ。

最高裁は「公共放送事業者としての日本放送協会(NHK)」と
言うが、放送法をはじめとするあらゆる法は「公共放送」な

るものを規定していない。商業放送たる民放に對比する形でNHKを位置づけるが、そこにいう「公共」は社会一般で使用されている公共図書館、公共事業、公共交通機関...のどれに近いだろうか。最高裁はさらに「公共の福祉のための放送」をNHKに求めた。この表現は放送法1条にもあるし、憲法や数多くの法にも使われているが、具体的に何を指すかは不明だ。

その結果、それぞれにとって都合のよい「公共」観をもってNHKを規律する結果にならないか危惧される。政府はこれまで以上に公益に資する放送を求めはしないか。政府にとっての公益は、政府益に限りなく近いことがうかがえる。2006年

に菅義偉総務相(当時)は北朝鮮による拉致問題を重点的に取り上げるようラジオ国際放送に放送命令を出し、14年などの選挙前には政府方針と異なる番組内容に、自民党が執拗な抗議や要請を重ねてきたのだ。本来ならこうした場合こそ、NHKは司法に異議申し立てをすべきだが、恐らく今後も沈黙を守り、粛々と指示に従うだろう。

一方で市民の立場から見ると、国営や公営、そして公共の差異が判然としない中、今回の裁判を機に不払いが許されるような不平等な制度であったことが白日の下に明らかになった。その結果、今後は全員一律の義務化や、払わない人のテレビ画面に閲覧制限を掛けるべきだと

「公共」は押し付けられるものでも、与えられるものでもなく、NHKの不断の努力によって作り出すべきものだ。政府からの独立を目に見える形で示し、現行制度を自ら改革して自身の「見える化」を進めることでしか、公共放送の道はないだろう。(専修大教授・言論法)

「原則毎月第2木曜日掲載

ソウル市 95%をネ

「日韓」

ソウル市の情報員、カン・ナムテ都内で開かれた「(NPO法人・情グハウス主催)でた。政策の策定過程の大半をすべく公開しており、「世として」。

カンさんによ、2011年に就進めているという13年には局長級した文書の原本なサイトを開設。14拡大して決裁文書するようにした。会議録や市と自

ジャーナリズム
ウオッチ

山田健太



2006年

面

「原則毎月第2木曜日掲載

など重要な文書も